

(写)

富最賃審第5号
令和6年8月5日

富山労働局長 小島 悟司 殿

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明

富山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年6月28日付け富労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額908円）は令和4年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、審議経過は別紙3のとおりである。

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 998 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 10 月 1 日

富山県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 908 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,211 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

908 円（富山県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝127,353 円

※令和6年7月10日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配付資料で示された比率。

審議経過

令和6年7月26日 第1回富山県最低賃金専門部会
(議事)

部会長及び部会長代理の選出について
富山県最低賃金専門部会運営規程(案)について
富山県最低賃金審議運営事項について
専門部会の審議日程(案)について
参考人の意見聴取について
賃金改定状況調査(第4表)について
2024年春季賃上げ妥結等状況(富山県)について
生活保護関係資料について

令和6年7月29日 第2回富山県最低賃金専門部会
(議事)

最低賃金改正の影響率について
労使各側の基本的主張について
金額審議

令和6年7月31日 第3回富山県最低賃金専門部会
(議事)

金額審議

令和6年8月2日 第4回富山県最低賃金専門部会
(議事)

金額審議

令和6年8月5日 第5回富山県最低賃金専門部会
(議事)

金額審議 結審